

令和8年4月27日

生徒および保護者のみなさま

島根県立松江南高等学校長

気象警報発生時の対応について（お知らせ）

気象警報発生時や地震発生時の対応について、本校では以下のように定めています。気象条件の変化に対しては事前情報により前日までにお伝えするよう努めますが、急な状況の変化には以下のように対応をいたします。なお、実際に本校で対応することが必要となりました際にはスクールメール（さくらメール）やお便り等を通じて保護者の皆様やお子様に連絡させていただきますことをあらかじめご承知おきください。

記

- 1 午前6時の時点で、松江市に「特別警報」が発表されている。 →「臨時休校」
- 2 （1）午前6時の時点で、学校所在地（松江市八雲台）に警戒レベル4（避難指示）または警戒レベル5（緊急安全確保）が発令されている。 →「自宅待機等（登校しない）」  
※ただし、午前6時～11時の間に避難情報が解除され、安全が確保された場合は登校する。午前11時の時点で引き続き発令されている場合は、「臨時休校」とする。  
（2）午前6時の時点で、自分の居住する市町で警戒レベル4または5が発令されている場合 →「警戒レベルに応じた避難行動」  
（3）午前6時の時点で、以下に示す警報が重複して発令されている。 →「自宅待機等（登校しない）」

該当する警報・・・「大雨」「洪水」「大雪」「暴風」「暴風雪」

（「波浪」「高潮」の警報は、該当しない）

※ただし、午前6時～11時の間に避難情報が解除され警報が一つ以下になり、安全が確保された場合は登校する。

午前11時の時点で引き続き発令されている場合は、「臨時休校」とする。

- 3 居住地域のみ警報状況や避難指示、通学路における交通遮断など不可抗力が理由によるものは、原則欠席とはいたしません。学校が通常どおりとする場合であっても、安全を最優先にご判断いただき、欠席される場合は必ず学校へ連絡をしてください。
- 4 上記以外の自然災害等についても、安全を最優先にご判断いただき、欠席される場合は必ず学校へ連絡をしてください。

※「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える現象が予想され、重大な災害の起こるおそれが高く高まっている場合に発表し、対象地域の住民に最大級の警戒を呼びかけるもの。

※警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」のこと。

島根県立松江南高等学校

教頭 作野健一

TEL 0852-21-6329